

分かりづらい税金の
疑問もすっきり解決!

税のたより!



物置など簡易な建物の固定資産税の課税対象について

物置など簡易な建物も家屋の要件が備わっていれば、固定資産税が課税されます。(ホームセンター等でプレハブの建物を購入し、建築(設置)した場合も同様です。)

家屋の要件とは

- ①外気分断性…「屋根」があり「三方向以上の周壁」があり、外気を分断しうる構造か
- ②土地への定着性…基礎があり、物理的に土地に固着しているか
- ③用途性…居住・作業・貯蔵などの家屋本来の用途に供し得る状態であるか

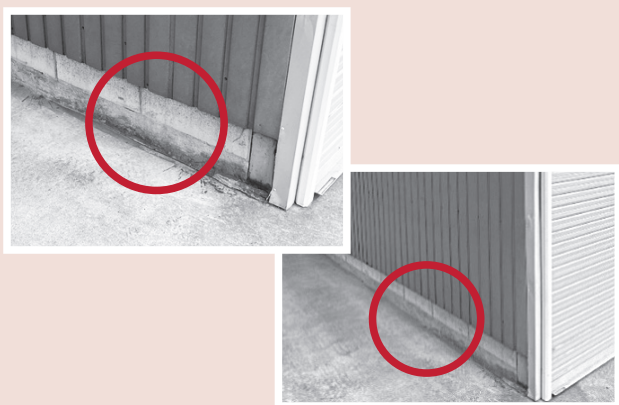
※以上の3つの要件をすべて満たしていれば、家屋として判断され課税対象となります。

上記3つの要件を満たす課税対象となる建物などを建築し、登記申請をされない場合は「未登記家屋(新規登録・変更・抹消)申告書(※)」により税務課へ届け出る必要があります。

※「未登記家屋(新規登録・変更・抹消)申告書」は町ホームページに掲載されています。

「課税対象となる」家屋の例

(基礎がありコンクリートブロック等で施工された基礎)



「課税対象とならない」家屋の例

(コンクリートブロックの上に置いただけのもの)



※小さな物置であっても外気分断性、土地への定着性、用途性を備えた家屋は課税の対象となります。

家屋を 取り壊したら

家屋の固定資産税は、毎年1月1日の賦課期日現在の状況により課税されます。今年中に家屋の全部または一部を取り壊されると来年度の課税対象から除かれます。家屋を取り壊された方は、税務課固定資産税係までご連絡をお願いします。

※今年度当町において、物置の課税誤りが発覚しました。ご自宅の家屋(物置)の課税要件や対象となる建物を新築・増築・取壊しされた方でご質問等ある場合は、お気軽にお問合せください。

問合せ先 役場 税務課 固定資産税係 内線178・179